

**国際会議主催者育成及び MICE 開催モデル創出事業委託業務
企画提案募集要領**

1 業務概要

(1) 目的

本県では、国際会議の誘致・開催に関する研究者間の連携強化、知識や経験の共有が不可欠であり、愛知県内における国際会議の開催件数の増加を図っていくためには、県が主体となり研究者間のネットワークを構築するとともに、特に若手研究者を対象とした国際会議主催者の育成を図ることが重要である。また、世界的な MICE 誘致競争が激化する中、効果的な誘致を実現するためには、地域資源を生かした愛知県ならではの MICE 開催モデルを創出する必要がある。

本事業では、愛知県国際展示場で開催される国際会議と連携し、国際会議主催者の育成を目的としたセミナー及びネットワーキングを開催する。また、ユニークベニユーの活用により、地域資源を生かした MICE 開催モデルの創出を図る。

(2) 業務名

国際会議主催者育成及び MICE 開催モデル創出事業委託業務

(3) 業務内容

別紙「国際会議主催者育成及び MICE 開催モデル創出事業委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託金額の上限

8,095,202 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結の日から 2026 年 12 月 4 日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、本事業の実施において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

業務（大分類）	中分類	小分類	細分類
03. 役務の提供等	03. 映画等製作・ 広告・催事	03. 催事	01. イベント企画 02. 会場設営

3 応募方法等

（１）提出書類

ア 提案応募書（様式１）

イ 業務実施体制（様式２）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式３）

エ 企画提案書（任意様式、原則Ａ４サイズ）

仕様書を熟読の上、別紙１「企画提案書 記載事項」に基づき作成すること。

オ 見積書（任意様式、Ａ４縦サイズ）

- ・愛知県知事あてとすること。
- ・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
- ・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
- ・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

カ その他資料（事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写し等）

（２）提出部数

紙媒体９部（正本１部、副本８部）

※事業者のパンフレットは正本１部で可。

（３）提出期限

2026年８月３日（月）正午必着

（４）問合せについて

業務内容についての質問は、2026年７月２９日（水）正午時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「国際会議主催者育成及びMICE開催モデル創出事業委託業務企画提案に係る質問」とすること。受け付けた質問は、質問者に固有の質問を除き、当課Webサイトに回答を掲載する。

（５）提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号（愛知県庁本庁舎１階）

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

イベント・コンベンショングループ

担 当 関口、荒川

電 話 052-954-6373（ダイヤルイン）

ファックス 052-973-3584

電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時（提出期限日は正午）までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とし、郵送で提出した旨を電話又はメールで連絡すること。）。

(7) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。

4 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「国際会議主催者育成及びMICE開催モデル創出事業委託業務企画審査委員会」（以下「企画審査委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。なお、企画提案の応募が5件を超える場合は、書面による一次審査を行うことがある。全ての審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙2「企画提案書 評価基準」について評価し、総合的な審査を行う。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知する。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

5 留意事項

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

6 スケジュール（予定）

2026年8月3日（月）正午	企画提案書等提出締切
2026年8月5日（水）	企画審査委員会開催
2026年8月中旬	受託候補者決定、契約締結
2026年12月4日（金）	事業完了

国際会議主催者育成及び MICE 開催モデル創出事業委託業務
企画提案書 記載事項

1. 業務実施体制等について

- ・業務運営体制、要員配置、業務実施スケジュール
- ・類似業務の実績

2. セミナー・ネットワーキングの開催について

- ・会場内のレイアウト（テーブルや使用備品等の配置を含む）の提案・提案理由
- ・参加者の告知・集客方法の提案・提案理由
- ・運営スタッフ（司会、受付要員、進行管理、設営・撤去、仕様備品の操作等）の人員配置の提案・提案理由
- ・司会候補者の提案（候補者の司会実績があれば記載すること）・提案理由
- ・アンケートの内容、実施方法の提案
- ・セミナー資料の配布方法の提案
- ・本県にゆかりのある料理及び飲料の提案・提案理由
- ・アトラクションの提案・提案理由

3. その他提案について

- ・委託金額の上限内において実施可能な事業の提案（自由提案）

**国際会議主催者育成及び MICE 開催モデル創出事業委託業務
企画提案書 評価基準**

1. 業務実施体制等について

- ・類似業務の実績、統括責任者及び業務担当者のスキルなど、十分な経験やノウハウを備えているか。また、実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールか。

2. セミナー・ネットワーキングの開催について

- ・会場内のレイアウト（テーブルや使用備品等の配置を含む）の提案は適切か。
- ・参加者の告知・集客方法の提案は適切か。
- ・運営スタッフ（司会、受付要員、進行管理、設営・撤去、使用備品の操作等）の人員配置の提案は適切か。
- ・司会候補者の提案は適切か。
- ・アンケートの内容・実施方法の提案は適切か。
- ・セミナー資料の配布方法の提案は適切か。
- ・料理の提案は愛知県らしく魅力的なものか。飲料の提案は適切か。
- ・アトラクションの提案は、愛知県を PR するのにふさわしいものか。

3. その他提案について

- ・委託金額の上限内において実施可能な事業の提案（自由提案）があるか。

4. 経費について

- ・企画提案内容に対して、経費項目と見積金額は適切か。

＜社会的取組＞

1 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）

- （１）ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。
- （２）自動車エコ事業所の認定を受けているか。
- （３）あいち生物多様性企業認証を取得しているか。

2 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

- （１）障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加算対象とする。）
- （２）名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して３か月以上雇用しているか。
- （３）障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。

3 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

- （１）あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- （２）「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。
- （３）えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

4 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）

- （１）愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けているか。
- （２）愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。
- （３）愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。
- （４）愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- （５）あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
- （６）くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。

5 その他

- （１）あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
- （２）愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
- （３）愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
- （４）パートナーシップ構築宣言の公表をしているか。